

一般社団法人日本泌尿器科学会会費規則案

平成 24 年 4 月改正

本会は、定款第 7 条の規定にもとづき、会員の会費規定を次のとおり定める。

第 1 条 正会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 会費 年額 16,000 円
- (2) 賛助会費 年額 16,000 円
- (3) 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

第 2 条 会費の納入は、年 1 回とし、毎年度 4 月末日までに納付しなければならない。

ただし会費に値上げ等の変動があった場合はこの限りではない。

2.前項の規定にかかわらず、新規入会者は入会時に会費を納入するものとする。

第 3 条 入会金は、当分の間、納入することを要しない。

第 4 条 この規則を改正する場合には、理事会及び社員総会の議決を得なければならない。

附 則

本規定は、一般社団法人日本泌尿器科学会定款の施行の日から施行し、平成 25 年度会費から適用する。